

協会けんぽ やまなし

職場内で掲示・回覧をお願いします。



ご存じですか？ 上手な医療のかかり方

医療機関へのかかり方やお薬の種類等によって、医療費を節約できる場合があります。

医療費の増加は健康保険料率の上昇にも影響します。医療費削減に、ご協力をお願いいたします！

01 かかりつけ医をもつ

職場や自宅の近くにかかりつけ医がいれば、健康状態を把握してもらえます。

また、必要があれば専門医を的確に紹介してもらえます。

※紹介状なしでの大病院(ベッド数200以上)受診は、**特別料金**が加算される場合があります。

02 「時間外受診」を控える

診療時間外の受診は、「**割増料金**」がかかります。限られた検査や治療しかできず、改めて診療時間内に受診が必要となる場合があります。緊急時以外は、診療時間内に受診しましょう！！

03 はしご受診を控える

「なかなか症状が良くならないから」等の理由から医療機関を転々とするのをはしご受診と言います。はしご受診をすると、その都度初診料などがかかり、再診と比較すると出費が多くなります。また、検査、投薬が繰り返されるため身体への負担にもなります。

04 ジェネリック医薬品を選ぶ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められているお薬です。先発医薬品と比べ、開発期間やコストを大幅に抑えることが可能なため、先発医薬品と比べ3割から5割ほど安くなっています。

企画総務グループ ☎055-220-7751

令和6年度の「医療費のお知らせ」について

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年1回「医療費のお知らせ」を発行しています。

令和6年度の「医療費のお知らせ」は、令和7年1月中旬～下旬に事業所宛に送付いたします。

※「医療費のお知らせ」を確定申告の医療費控除に利用する場合、令和6年9月から12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。領収書等の保管についてはご注意ください。

○記載する診療期間

令和5年9月から令和6年8月診療分まで

レセプトグループ ☎055-220-7753



全国健康保険協会 山梨支部

協会けんぽ

☎055-220-7750(代表)

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル4階

営業時間/8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

申請書はホームページからダウンロードできます

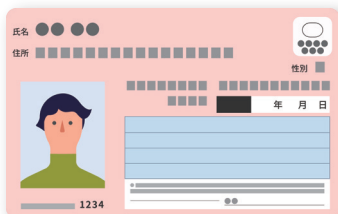
山梨支部
ホームページ



医療機関の受診はマイナ保険証で!!

健康保険証は2024年12月2日に新規発行が終了します。

マイナ保険証とは

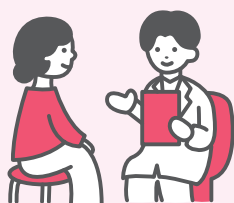


保険証として登録したマイナンバーカード。
今までよりも便利な保険証として
ご利用いただけます。

マイナ保険証の 4つのメリット

01

過去のお薬の情報や健診結果を
ふまえた医療を受けられる



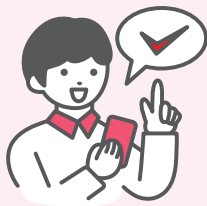
02

手続きなしで高額な窓口負担が
不要に



03

確定申告の医療費控除申請が
カンタンになる



04

従来の保険証よりも
医療費がお得になる



マイナ保険証の 安全性



Q. マイナンバーカードってそもそも安全？

A. マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は
入っておらず、それだけで個人情報の特定はできないようになっています。



Q. マイナンバーを知られると悪用される？

A. マイナンバー自体が知られても本人確認とセットのため、
あなたの代わりに手続きなどを行うことはできません。

マイナ保険証に関するお問い合わせ先

●マイナ保険証、オンライン資格確認
●資格情報のお知らせ ●資格確認書

協会けんぽ
マイナンバー
専用ダイヤル

☎0570-015-369

8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

マイナ保険証についての
特設サイトはこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>

